

岩手県教育委員会告示第2号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定無形民俗文化財を指定する。

平成25年4月5日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

指定番号	名称	保持団体
無民第37号	布佐神楽	布佐神楽保存会
無民第38号	門中組虎舞	門中組振興会
無民第39号	南部藩壽松院年行司支配太神楽	南部藩壽松院年行司支配太神楽